

# 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

## 1 地域生活支援事業の概要

障害者（児）が、地域社会で充実した生活を過ごすための支援として、法定の障害福祉サービスと市が独自に行う地域生活支援事業のサービスがある。

地域生活支援事業は、国の「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、市でサービス内容と利用者負担について決定し実施している。

本市の地域生活支援事業のうち、障害者（児）が利用する個別給付のサービスは5事業があり、市民税課税世帯については、日常生活用具給付事業の利用者負担は10%、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業及び障害児自立サポート事業の利用者負担は5%としている。市民税非課税世帯の負担はない。

## 2 地域生活支援事業の利用者負担見直しの理由

障害福祉サービスについては、平成19年度には利用したサービス量に応じて、一律に10%の利用料を負担する「応益負担」制度であったが、その後の改正により、利用した人の支払い能力に応じて10%の利用料を負担する「応能負担」制度になっている。また、障害福祉サービスの内容も充実し、地域生活支援事業と類似するサービスが増えている。

地域生活支援事業の利用者負担を決める際（平成19年4月）に、障害福祉サービスと同じ10%とすると、利用者の負担が大きいため、移動支援サービス等の4事業については、利用者負担を5%とした。この負担軽減策が相当の年月が過ぎており、障害福祉サービスの利用者負担と整合を図る必要がある。

また、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネットにおいて、次のご意見をいただいている。

- ・ 利用者の負担が増えるだけでなく、サービス内容を充実し、利用しやすくしてほしい。
- ・ 子育てをしている世帯の負担が大きくなるので配慮をした方が良い。

## 3 地域生活支援事業の利用者負担見直しの内容

- ・ 平成28年度から、移動支援サービス事業、18歳以上の障害者が利用する訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業の市民税課税世帯の利用者負担を10%とする。（市民税非課税世帯は現行どおり負担なし。）
- ・ 18歳未満の障害児が利用する訪問入浴サービス事業、障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担の激変緩和策として、平成28年度及び平成29年度の2年間の利用者負担を8%とし、平成30年度から10%とする。（市民税非課税世帯は現行どおり負担なし。）
- ・ 利用者負担の見直しに併せてサービスの内容の充実に努める。